

民生委員・児童委員の 居住要件緩和等について （補足）

- ・ 令和6年7月
- ・ 東京都港区

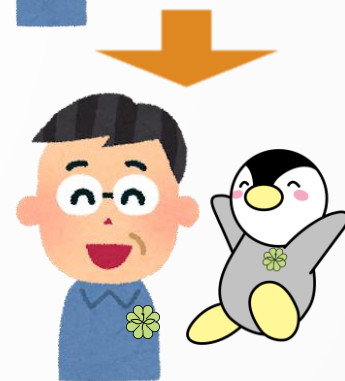
港区が考える居住要件緩和の具体的なケース

まずは、地域の実情に応じて段階的・限定的に実施し、
さまざまな事例・実績を積み重ねていく

- **例①任期途中で近接自治体に転居せざるを得ないケース**
活動の拠点が引き続き港区にあって、港区内において人間関係等が継続的に維持されている場合、少なくとも残りの任期は民生委員活動を継続できるようにする。



- **例②地域に根付いた在勤者**
居住地と担当地域との距離、交通利便性、夜間時の対応等具体的な条件を付した上で、民生委員活動に支障がないと認められる場合は推薦可能とする。



- ☞ 在勤者は100%の民生委員活動ができないかもしれないが、
欠員（ゼロ）の地域にとっては貴重ななり手となり得る

➤ 民生委員法（居住要件）の改正

（第六条「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうち、…」）

➤ 改正後の規定に基づき居住要件の緩和を行うかは、
各都道府県や市区町村が地域の実情に応じて判断

都道府県選任基準の改正



町会・自治会等の地域からの推薦



◎最終的には、市区町村推薦会にて推薦の決定

民児協の理解を得ながら進めていく

※ 居住地（区外）と勤務（活動）地（区内）との距離等に関する条件について、
交通事情は全国で異なるため、同じく地域の実情に応じた検討が必要

担い手確保対策について

～港区の取組例（活動しやすい環境づくり）～

公用スマートフォンの支給

背景

港区では、民生委員の電話番号を一斉改選後の広報紙で公表しており、個人情報への漏洩を懸念する声が挙がっていた。

対策

民生委員一人一人に公用スマートフォンを支給

効果

- ・ 個人情報を晒すことなく、安心して民生委員活動を行える。
- ・ 通信費の負担軽減
- ・ メールやチャット機能の使用により、委員相互のコミュニケーションが取りやすくなる。



港区民生委員・児童委員からの意見

① 就業者割合の増加に伴う対応について

今後、就業年齢は上がっていき、男女を問わず就業者が民生委員の中で大きな割合を占めてくる。就業者である民生委員の活動も、100%ではない。それにより、就業者でない民生委員が就業者をカバーするための負担がますます増えていく。

今後、夜にいない在勤者や昼にいない就業者でも民生委員活動を持続できるよう、民生委員の「働き方改革（業務の取捨選択）」を考えるべき。

港区民生委員・児童委員からの意見

② 近隣自治体からの移動について

「隣の自治体」に居住する在勤者が担当地域に移動するに当たっての距離や時間に課題はあるが、都心と地方とでは地形や交通事情に大きな違いがある。地域の実情に応じて、各都道府県や区市町村が柔軟に設定すれば良いのではないか。